

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部 人 事 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次	ページ
訓 令	
○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令……………（人事課）	15
告 示	
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	17
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課）	17
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	18
○道路の供用の開始……………（道路課）	18
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（砂防災課）	18
道公安委員会規則	
○道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………	18

訓 令
北海道訓令第18号 本 庁 出 先 機 関 北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成18年11月17日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令 北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。 別表第2の総務部危機対策局防災消防課の事項第2項の部次長及び局長専決事項の欄第1号中「第24条第2項」を「第42条第2項」に、「災害防ぎょ」を「災害の防御」に改め、同表の保健福祉子ども未来推進局の事項第1項の課長専決事項の欄第1号中「第21条の9第1項」を「第20条第1項」に改め、同欄第2号中「第21条の9の4第1項」を「第21条の3第1項」に改める。 別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第15項中第39号を第41号とし、第25号から第38号までを2号ずつ繰り下げ、第24号の次に次の2号を加える。 (25) 自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号。以下この項において「省令」とい

う。）第12条第34号の規定に基づき、地方公共団体が作成した計画及び工作物の新築等の概要を受理すること。

(26) 省令第15条第16号の規定に基づき、地方公共団体が作成した計画及び工作物の新築等の概要を受理すること。

別表第4の支庁の本庁環境生活部の分掌事項第15項に次の2号を加える。

(42) 規則第20条第90号の規定に基づき、地方公共団体が作成した計画及び工作物の新築等の概要を受理すること。

(43) 規則第35条第16号の規定に基づき、地方公共団体が作成した計画及び工作物の新築等の概要を受理すること。

別表第4の野幌森林公園事務所の事項第5項に次の2号を加える。

(16) 規則第20条第90号の規定に基づき、地方公共団体が作成した計画及び工作物の新築等の概要を受理すること。

(17) 規則第35条第16号の規定に基づき、地方公共団体が作成した計画及び工作物の新築等の概要を受理すること。

別表第4の保健福祉事務所の事項第7項第7号から第12号までを削り、同項第13号中「身体障害者相談支援事業等」を「身体障害者生活訓練等事業等」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第14号を第8号とし、同項第15号中「身体障害者相談支援事業等」を「身体障害者生活訓練等事業等」に改め、同号を同項第9号とし、同項第16号中「第27条第3項」を「第28条第2項」に、「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、同号を同項第10号とし、同項第17号中「第27条第5項」を「第28条第4項」に改め、同号を同項第11号とし、同項第18号中「身体障害者相談支援事業等」を「身体障害者生活訓練等事業等」に改め、同号を同項第12号とし、同項第19号中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、同号を同項第13号とし、同項第20号中「身体障害者相談支援事業等」を「身体障害者生活訓練等事業等」に改め、同号を同項第14号とし、同項第21号中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、同号を同項第15号とし、同項中第22号を第16号とし、同項第23号中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、同号を同項第17号とし、同項中第24号を削り、第25号を第18号とし、第26号を第19号とし、同事項第13項中「（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の適用を受けるものについては、次の第14号から第31号までの規定を適用しない。）」を削り、同事項第14項中第2号から第12号までを削り、第13号を第2号とし、第14号から第18号までを11号ずつ繰り上げ、第19号を削り、第20号を第8号とし、第21号を第9号とし、同事項第15項中第31号を第42号とし、第10号から第30号までを11号ずつ繰り下げ、同項第9号中「児童居宅生活支援事業等」を「児童自立生活援助事業」に改め、同号を同項第20号とし、同項第8号中「障害児相談支援事業等」を「児童自立生活援助事業」に改め、同号を同項第19号とし、同項第7号中「障害児相談支援事業等」を「児童自立生活援助事

業」に改め、同号を同項第18号とし、同項中第6号を第17号とし、同項第5号中「障害児相談支援事業等」を「児童自立生活援助事業」に改め、同号を同項第16号とし、同項中第4号を第15号とし、第3号を第14号とし、第2号を第13号とし、第1号の次に次の11号を加える。

- (2) 第24条の2第1項の規定に基づき、指定知的障害児施設等を指定すること。
- (3) 第24条の10第1項の規定に基づき、指定知的障害児施設等の指定の更新を行うこと。
- (4) 第24条の13の規定に基づき、指定知的障害児施設等の設置者の住所等の変更の届出を受理すること。
- (5) 第24条の14の規定に基づき、指定知的障害児施設等の指定の辞退の届出を受理すること。
- (6) 第24条の15第1項の規定に基づき、指定施設設置者等若しくは指定施設設置者等であつた者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出等を命じ、又は職員に関係者に対し質問させ、若しくは設備、帳簿書類等を検査させること。
- (7) 第24条の16第1項の規定に基づき、指定知的障害児施設等の設置者に対し、基準を遵守すべきことを勧告すること。
- (8) 第24条の16第2項の規定に基づき、指定知的障害児施設等の設置者が勧告に従わなかった旨を公表すること。
- (9) 第24条の16第3項及び第4項の規定に基づき、指定知的障害児施設等の設置者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命じ、及びその旨を公示すること。
- (10) 第24条の17の規定に基づき、指定知的障害児施設等の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。
- (11) 第24条の18の規定に基づき、指定知的障害児施設等の指定等の公示をすること。
- (12) 第24条の19第1項の規定に基づき、指定知的障害児施設等に関し必要な情報の提供を行うとともに、その利用に関し相談に応じ、及び助言を行うこと。

別表第4の保健福祉事務所の事項第17項第1号中「指定障害福祉サービス事業者」を「指定障害福祉サービス事業者等」に改め、同項第13号中「指定障害福祉サービス事業者」を「指定障害福祉サービス事業者等」に改め、同号を同項第16号とし、同項第12号中「第50条第2項」を「第50条第2項から第4項まで」に、「指定障害福祉サービス事業者」を「指定障害福祉サービス事業者等」に改め、同号を同項第15号とし、同項第11号中「第50条第1項」を「第50条第1項、第3項及び第4項」に、「指定障害福祉サービス事業者」を「指定障害福祉サービス事業者等」に改め、同号を同項第14号とし、同項第10号中「指定障害福祉サービス事業者」を「指定事業者等」に改め、同号を同項第13号とし、同項第9号中「指定障害福祉サービス事業者」を「指定事業者等」に改め、同号を同項第12号とし、同項第8号中「指定障害福祉サービス事業者」を「指定事業者等」に改め、同号を同項第11号とし、同項第7号中「第49条第1項」を「第49条第1項から第3項まで」に、「指定障害福祉サービス事業者」を「指定事業者等」に改め、同号を同項第10号とし、同項第6号中「第48条第1

項」を「第48条第1項、第3項及び第4項」に改め、同号を同項第9号とし、同項第5号中「指定障害者福祉サービス事業者」を「指定障害福祉サービス事業者等」に改め、同号を同項第6号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (7) 第46条第2項の規定に基づき、指定障害者支援施設の設置者の住所等の変更の届出を受理すること。
 - (8) 第47条の規定に基づき、指定障害者支援施設の指定の辞退の届出を受理すること。
- 別表第4の保健福祉事務所の事項第17項第4号中「指定障害者福祉サービス事業者」を「指定障害福祉サービス事業者等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、同項第2号中「指定障害者福祉サービス事業者」を「指定障害福祉サービス事業者」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。
- (2) 第32条第1項の規定に基づき、指定相談支援事業者を指定すること。
- 別表第4の保健福祉事務所の事項第17項に次の11号を加える。
- (17) 第79条第2項の規定に基づき、障害福祉サービス事業等の開始の届出を受理すること。
 - (18) 第79条第3項の規定に基づき、障害福祉サービス事業等の変更の届出を受理すること。
 - (19) 第79条第4項の規定に基づき、障害福祉サービス事業等の廃止又は休止の届出を受理すること。
 - (20) 第81条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業を行う者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出等を求め、又は職員に関係者に対して質問させ、若しくは設備、帳簿書類等を検査させること。
 - (21) 第82条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業等の制限又は停止を命ずること。
 - (22) 第82条第2項の規定に基づき、障害福祉サービス事業等の施設の設備若しくは運営の改善又はその事業の停止若しくは廃止を命ずること。
 - (23) 第83条第3項の規定に基づき、障害者支援施設の設置に係る市町村からの届出を受理すること。
 - (24) 第85条第1項の規定に基づき、市町村が設置した障害者支援施設について、報告若しくは帳簿書類等の提出等を求め、又は職員に関係者に対して質問させ、若しくは設備、帳簿書類等を検査させること。
 - (25) 第86条第1項及び第2項の規定に基づき、市町村が設置した障害者支援施設について、事業の停止又は廃止を命じ、及び理由を文書により示すこと。
 - (26) 障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号。以下この項において「政令」という。）第43条の4第1項の規定に基づき、市町村が設置した障害者支援施設の休止又は廃止に係る届出を受理すること。

(27) 政令第43条の4第2項の規定に基づき、市町村が設置した障害者支援施設の名称等の変更の報告を受理すること。 別表第4の保健所の事項中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項を第7項とし、第9項を第8項とし、同事項第10項中「平成18年政令第10号。」を削り、同項を同事項第9項とし、同事項の次に次の1事項を加える。 児童相談所 1 児童福祉法の施行に関する事務 (1) 第24条の3第1項の規定に基づき、障害児施設給付費の支給の申請を受理すること。 (2) 第24条の3第2項の規定に基づき、障害児施設給付費の支給の要否の決定を行うこと。 (3) 第24条の3第6項の規定に基づき、施設受給者証を交付すること。 (4) 第24条の4第1項の規定に基づき、施設給付決定を取り消すこと。 (5) 第24条の4第2項の規定に基づき、施設受給者証の返還を求めること。 (6) 第24条の6第1項の規定に基づき、高額障害児施設給付費を支給すること。 (7) 第24条の7第1項の規定に基づき、特定入所障害児食費等給付費を支給すること。 (8) 第24条の19第2項の規定に基づき、指定知的障害児施設等の利用についてあっせん又は調整を行うとともに、知的障害児施設等の設置者に対し、利用についての要請を行うこと。 (9) 第24条の20第1項の規定により障害児施設医療費を支給することとした施設給付決定保護者に対し、障害児医療受給者証を交付すること。 (10) 児童福祉法施行規則（以下この項において「省令」という。）第25条の7第4項の規定に基づき、書類を受理すること。 (11) 省令第25条の7第5項及び第6項の規定に基づき、施設給付決定保護者に対し施設受給者証の提出を求め、必要な事項を記載した施設受給者証を返還すること。 (12) 省令第25条の7第7項の規定に基づき、届出書等を受理すること。 (13) 省令第25条の7第9項及び第10項の規定に基づき、施設受給者証の再交付申請書を受理し、施設受給者証を再交付すること。 (14) 省令第25条の7第12項の規定に基づき、施設受給者証を受理すること。 (15) 省令第25条の19第1項及び第3項の規定に基づき、特定入所障害児食費等給付費の支給に係る申請書を受理し、必要事項を施設受給者証に記載すること。 附 則 この訓令は、平成18年11月17日から施行する。	北海道告示第918号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（余市東地区中山間地域総合整備（農業用排水、農道、ほ場整備、暗きょ））事業の土地改良事業変更計画を定めた。 その関係書類は、北海道後志支庁に備え置いて、平成18年11月21日から20日間、一般の縦覧に供する。 なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。 また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。 平成18年11月17日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道告示第919号 森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 平成18年11月17日 北海道知事 高 橋 はるみ <table border="0"><tr><td>1(1) 解除に係る保安林の所在場所</td><td>野付郡別海町西春別112の10・112の11・112の18 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)</td></tr><tr><td>(2) 保安林として指定された目的</td><td>風害の防備</td></tr><tr><td>(3) 解 除 の 理 由</td><td>農道用地とするため</td></tr><tr><td>2(1) 解除に係る保安林の所在場所</td><td>野付郡別海町西春別112の10・112の11・112の18 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)</td></tr><tr><td>(2) 保安林として指定された目的</td><td>魚つき</td></tr><tr><td>(3) 解 除 の 理 由</td><td>農道用地とするため</td></tr><tr><td>3(1) 解除に係る保安林の所在場所</td><td>目梨郡羅臼町海岸町11の8（次の図に示す部分に限る。）</td></tr><tr><td>(2) 保安林として指定された目的</td><td>土砂の崩壊の防備</td></tr><tr><td>(3) 解 除 の 理 由</td><td>道路用地とするため</td></tr><tr><td>4(1) 解除に係る保安林の所在場所</td><td>目梨郡羅臼町海岸町11の8（次の図に示す部分に限る。）</td></tr><tr><td>(2) 保安林として指定された目的</td><td>魚つき</td></tr></table>	1(1) 解除に係る保安林の所在場所	野付郡別海町西春別112の10・112の11・112の18 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)	(2) 保安林として指定された目的	風害の防備	(3) 解 除 の 理 由	農道用地とするため	2(1) 解除に係る保安林の所在場所	野付郡別海町西春別112の10・112の11・112の18 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)	(2) 保安林として指定された目的	魚つき	(3) 解 除 の 理 由	農道用地とするため	3(1) 解除に係る保安林の所在場所	目梨郡羅臼町海岸町11の8（次の図に示す部分に限る。）	(2) 保安林として指定された目的	土砂の崩壊の防備	(3) 解 除 の 理 由	道路用地とするため	4(1) 解除に係る保安林の所在場所	目梨郡羅臼町海岸町11の8（次の図に示す部分に限る。）	(2) 保安林として指定された目的	魚つき
1(1) 解除に係る保安林の所在場所	野付郡別海町西春別112の10・112の11・112の18 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)																						
(2) 保安林として指定された目的	風害の防備																						
(3) 解 除 の 理 由	農道用地とするため																						
2(1) 解除に係る保安林の所在場所	野付郡別海町西春別112の10・112の11・112の18 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)																						
(2) 保安林として指定された目的	魚つき																						
(3) 解 除 の 理 由	農道用地とするため																						
3(1) 解除に係る保安林の所在場所	目梨郡羅臼町海岸町11の8（次の図に示す部分に限る。）																						
(2) 保安林として指定された目的	土砂の崩壊の防備																						
(3) 解 除 の 理 由	道路用地とするため																						
4(1) 解除に係る保安林の所在場所	目梨郡羅臼町海岸町11の8（次の図に示す部分に限る。）																						
(2) 保安林として指定された目的	魚つき																						
告 示																							

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第920号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成18年11月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 勇払郡占冠村（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道上川支庁産業振興部林務課及び占冠村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第921号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年11月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 赤平奈井江線	空知郡奈井江町字東奈井江160番1地先から 空知郡奈井江町字東奈井江121番9地先まで	平成18.11.17

北海道告示第922号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災

害特別警戒区域として指定する。

平成18年11月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽塩谷2丁目1（I-1-15-552）
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市塩谷2丁目（次の図のとおり）
- 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 4 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を北海道小樽土木現業所及び小樽市役所に備え置いて縦覧に供する。)

道 公 安 委 員 会 規 則

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年11月17日

北海道公安委員会委員長 矢 吹 徹 雄

北海道公安委員会規則第13号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号アの(ウ)中「第48条の7第1項」を「第48条の13第1項」に改める。

第21条の2を次のように改める。

(運転免許の保留等の期間の短縮の手続)

第21条の2 公安委員会は、法第90条第9項若しくは法第103条第8項又は法第107条の5第2項において準用する法第103条第8項の規定により、法第108条の2第1項第3号に掲げる講習を終了した者に対して、その者の運転免許の保留の期間若しくは効力の停止の期間又は自動車等の運転の禁止の期間を短縮したときは、運転免許停止期間短縮通知書（別記様式第23号の2）を交付するものとする。

第28条の表40号の項中「同市字智恵文2964番25」を「同市字智恵文1900番1」に改める。

別表3一般国道241号の項及び一般国道391号の項中「上川郡弟子屈町」を「川上郡弟子屈町」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第28条の改正規定は、平成18年11月25日から施行する。

